

ページ番号を記入
(2枚目になる場合は002頁となる)

技術職員名簿

(用紙A4)
2 0 0 0 5

例 (審査基準日)
令和3年3月31日
(申請書提出日)
令和3年6月1日

審査基準日時点の満年齢を記入

項番
数 8 1 0 0 1 頁

「解体工事業」を申請する場合、経過措置該当者(法施行時点ごとび・土工事業の資格を有する者)として適用する場合に使用
※令和3年6月30日を審査基準日とする申請分まで

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		埼玉 太郎	S29 年 10 月 10 日	66	8 2 0 1	2 1 4	2	0 9	2 3 0	2		0
2		埼玉 次郎	S33 年 8 月 8 日	62	8 2 0 1	1 1 3	1	0 9	1 2 9	1	第××××××号	0
3		埼玉 三郎	S50 年 2 月 22 日	46	8 2 0 1	1 1 3	1	2 9	1 1 C	1	第××××××号	15
4	○	埼玉 四郎	S51 年 7 月 10 日	44	8 2 0 1	1 1 3	1	2 9	1 1 3	1	第××××××号	0
5		埼玉 花子	S59 年 1 月 25 日	37	8 2 0 1	0 0 2	2					0
6		川越 つばさ	S61 年 11 月 21 日	34	8 2 0 1	2 1 4	2	2				0
7		深谷 栄一	S61 年 4 月 6 日	34	8 2 0 1	1 1 3	2	2 9	1 1 3	2		0
8	○	本庄 喜一	H2 年 1 月 1 日	31	8 2 0 1	0 0 2	2	0 9	2 3			0
9			年 月 日		8 2							
12			年 月 日		8 2							
18			年 月 日									
19			年 月 日		8 2							
20			年 月 日		8 2							
21			年 月 日		8 2							
22			年 月 日		8 2							
23			年 月 日		8 2							
24			年 月 日		8 2							
25			年 月 日		8 2							
26			年 月 日		8 2							
27			年 月 日		8 2							
28			年 月 日		8 2							
29			年 月 日		8 2							
30			年 月 日		8 2							

35歳未満の若年技術者(3名)

新規若年技術者(1名)

過去の経営規模等評価申請書の技術職員名簿に記載されておらず、今回の審査基準日で初めて技術職員名簿に記載されたものについて○を付す
なお、評価の対象は、35歳未満の技術職員のみ

「CPD単位内訳一覧表」の「経審での換算単位数」と一致
CPD単位取得数=CPD認定単位÷各認定団体の定数(告示別表18)×30
上限は30とし、計算結果が30を超えた場合は30とする。(小数点第一位切り捨て)

技術職員1人につき2業種のみ申請可
(2業種の考え方)
・1資格から2業種選択でもOK
(例)土木施工管理技士→土木・解体
この場合、同じ有資格区分コード(経過措置コード使用の場合除く)を2箇所に記入
・2資格から1業種ずつ選択でもOK
(例)土木施工管理技士・管工事施工管理技士→土木・管

「講習受講」について
申請する業種について、次の①～⑤を全て満たした場合は「1」、それ以外の場合は「2」を記入
(監理技術者資格者証)
①初回交付日が審査基準日より前
②有効期限が審査基準日より後
③有する資格に技術職員名簿に記載した1級国家資格が記載
④建設業の種類の有無に技術職員名簿に記載した業種に「1」
(監理技術者講習修了証)
⑤修了年月日が審査基準日より前かつ審査基準日から5年以内
※大臣認定、実務経験による1級認定者は該当しない